

京都市訓令甲第12号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成25年11月15日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局長及び担当局長（文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局防災・減災担当局長を除く。）の項第7号及び第29号中「審議会，審査会等」を「附属機関」に改め，同項中第39号を第41号とし，第33号から第38号までを2号ずつ繰り下げ，第32号の次に次の2号を加える。

(33) 京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者条例」という。）第16条及び京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）第26条の規定による委員会の設置に関すること。

(34) 指定管理者条例第21条及び補助金条例第30条の規定により委員会に関し必要な事項を定めること。

別表第2組織・人事担当局長の項中第11号を第13号とし，第10号を第12号とし，第9号を第11号とし，第8号の次に次の2号を加える。

(9) 京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第9条の規定による委員会の設置に関すること。

(10) 分限条例第12条の規定により委員会に関し必要な事項を定めること。

別表第2建設局長の項に次の1号を加える。

(10) 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第11条第2項の規定による委員会の設置に関すること。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

（行財政局人事部人事課）